



## メディフィット会員規約

### 第1条(名称)

施設名は、medifit(以下「本施設」という)と称します。

### 第2条(所在地)

本施設は、大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント北館ナレッジキャピタル6階を所在地とします。

### 第3条(目的)

本施設は、医療法42条に基づき生活習慣病予防と心身の健康維持増進を図ることを目的とします。

### 第4条(運営・管理)

本施設の運営・管理は、医療法人大阪桜十字(以下「当院」という)が行います。

### 第5条(会員種別)

会員種別は、別途定めるものとします。当院が必要と認めるときには新たな会員種別を設置することができます。

### 第6条(入会資格)

本施設の入会資格は、次の諸条件を満たす方とします。

- (1)健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めようとする方。
- (2)当院、または、かかりつけの医師の指示に基づく運動療法を実施する方。
- (3)入れ墨・タトゥーのない方、及び暴力団等に関わりを持たない方。

### 第7条(会員資格の取得)

本施設に入会を希望する方は、所定の入会申込手続きを行い、ご本人確認ができたときに会員資格を取得することができます。本施設のご入会は満18歳以上(大学生以上)の方とさせていただきます。

### 第8条(登録手数料)

登録手数料は当施設が定める金額とし、入会時に納入するものとします。一旦納入された登録手数料は理由の如何を問わず、返還いたしません。

### 第9条(諸会費・諸料金)

会員は、別途定める会費及びその他費用を所定の方法にて、当施設に納入しなければなりません。

会費等の金額、支払い時期、支払い方法等は本施設がこれを定めます。

一旦納入頂いた金額等は、法令の定めまたは本施設が認める理由がある場合を除き、返還いたしません。

本施設は、運営上必要と判断した場合または経済情勢等に応じて、会員種類の改廃もしくは会費等の金額を変更することができます。

### 第10条(キャンセルポリシー)

有料レッスンに関して、次の通りキャンセル料金を設定するものとします。

- (1)当日キャンセル及び変更:5,000円(税別)
- (2)前日キャンセル及び変更:2,500円(税別)

### 第11条(施設利用)

当施設は、会員でない者が施設を利用する場合には、別途施設利用料の支払を求めることができます。

会員および会員外利用者はクラブの利用に際して、本規約および本施設が別途定める規則等を遵守し本施設内では従業員の指示に従っていただきます。

### 第12条(会員資格の譲渡等)

会員の資格は会員本人限りとし、その会員資格を他に譲渡、相続及び名義変更することはできません。

### 第13条(会員種別の変更)

会員種別の変更を希望する場合は、所定の手続きを行うものとします。

### 第14条(休会)

休会を希望する場合は、休会希望月の前月15日迄に直接の来館にて所定の手続きを行い、申請完了となります。

15日が休館日の場合は前営業日迄いたします。

休会は毎月1日よりいたします。

休会会員は随時復会することができます。復会月より所定の月会費をお支払いいただけます。

休会期間が6カ月を経過した場合、自動的に退会扱いとなります。

### 第15条(退会)

退会を希望する場合は、退会希望月の前月15日迄に直接の来館にて所定の手続きを行い、申請完了となります。

15日が休館日の場合は前営業日迄いたします。

会員は退会月までの会費等を支払わなければなりません。また、会費等の未払いがある場合は完納しなければなりません。

保健指導対象者コースの最低契約期間は入会日より3カ月であるため、3カ月以内に退会された場合でも、会費の返金はいたしかねます。

保健指導対象者オンラインコースの最低契約期間は入会日より6カ月であるため、6カ月以内に退会された場合でも、会費の返金はいたしかねます。

### 第16条(施設利用の制限)

当施設は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員の入場禁止、退場および施設利用の制限を命じることができます。

- (1)本施設は、特別行事、講習会開催、施設の改修、その他必要と認めたととき、施設の全部又は一部の利用を制限することができます。

(2)本施設は施設によって予約の扱いを必要とし、利用時間を制限することができます。

(3)本施設は次の各号の一に該当する方の利用を制限するものとします。

- ①入れ墨・タトゥーのある方、暴力団関係者及び当院が不適当と認める方。
- ②伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- ③飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- ④医師等により運動を禁じられている方。

(4)本施設が他の施設利用者に迷惑をかけていると判断したとき。

(5)営利を目的として施設を利用していると判断させるとき。

(6)正当な理由なく、従業員の指示に従わないとき。

(7)本施設は、次の各号の一に該当する方の施設利用に際し、医師の指導による診断書の提出を求めることができます。または、必要と認められた場合には、施設の利用を禁止するものとします。

- ①妊産婦②麻痺・片麻痺などのある方③通院・リハビリ期間中の方。

#### 第17条(除名等)

当施設は、次の各号の一に該当する場合、会員資格の一定期間停止又は除名することができます。

- (1)本規約、その他当院の定めた事項に反する行為があったとき。
- (2)当院及び本施設の名誉、信用を傷つけ、または運営の秩序を乱したとき。
- (3)会員が納入すべき会費、その他の債務を滞納し、当院の催告に応じないとき。
- (4)その他、会員としてふさわしくない言動があったとき。

#### 第18条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一に該当する場合、その会員資格を喪失します。

- ①退会②除名③死亡④会員資格期間の終了⑤会員としての要件の喪失

#### 第19条(届出事項の変更等)

会員は、氏名、住所、連絡先、その他入会申込記載事項に変更が生じた場合には、速やかに当院に届出するものとします。変更届の未提出による当院からの通知等の不備に関する一切の責任は会員が負うものとします。

#### 第20条(運営・管理)

- (1)本施設の運営・管理は、当院の責任において行います。
- (2)会員は、当施設の運営・管理について関与できません。
- (3)当院は施設利用の利用規定等、運営・管理に関与する規則を定め、且つこれを変更することができます。

#### 第21条(規約等遵守)

本施設利用者は、本規約及びその他当院が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

#### 第22条(営業時間及び休館日)

本施設の営業時間及び休館日は別途定めます。

本施設は定休日その他、次の事項により施設の全部または一部を休館することがあります。

- (1)天災、地震、気象情報の発令等その他やむを得ない事由が発生したとき。
- (2)法令の定めまたは行政指導に基づくとき。
- (3)施設の補修または改修を行うとき。

#### 第23条(責任事項)

- (1)本施設で発生した盗難、人的・物的事故について、当院は、一切の責任を負いません。また、会員は損害金等の請求を行わないものとします。
- (2)会員が本施設で自己の責任に帰すべき事由により、当院または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。
- (3)忘れ物・放置物については、当日中に連絡がない場合、本館(グランフロント大阪)インフォメーションにて保管後、管轄警察署に移管させていただきます。

#### 第24条(登録手数料等の変更)

本施設、経済情勢等の事由により、登録手数料、会費等の料金の変更をすることができます。

#### 第25条(閉鎖)

当院は、次の場合、本施設を閉鎖することができます。この場合、すべての会員は退会とし、何等の異議申立をすることはできません。また、当院は会員に対し、特別の補償は行わないものとします。

- (1)法令の制定改廃又は行政指導により営業が不可能になったとき。
- (2)災害その他により施設の被害が大きく、営業が不可能になったとき。
- (3)著しい当院情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

#### 第26条(個人情報保護法)

本施設は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し遵守するとともに、会員の個人情報をより安全かつ適切に取り扱います。プライバシーポリシーは本施設のウェブサイトに掲示いたします。

#### 第27条(改定)

当院は、本規約を必要に応じて改定することができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

#### 第28条(その他)

本規約に定めなき事項ならびに業務運営上必要な事項は、当院がこれを定めるものとします。

#### 第29条(施行)

本規約は、令和2年3月6日より施行いたします。